



「差別する自由」はあるのか

名古屋市民の人権意識が問われる
「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」

事の発端

今年6月3日に名古屋市主催の「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」が開かれ、討論会に参加した障害者へ差別発言と障害を揶揄する言葉に多数の参加者が拍手したこと、障害者への差別や偏見の根深さが表面化しました。また、市長および市当局は会を漫然と進め、障害者への差別や偏見を助長した行為をとり、差別解消推進条例・障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領をまったく理解していないことを明らかにしました。

名古屋市が9月1日に公表した「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会 会議録」には、差別発言部分抜粋として市民Bと市民Cの発言を黒塗りで紹介しています。

市民Cの黒塗り発言部分について、市民オンラインの記録は以下の様にしています。
「僕はね、生まれながらにして、不平等があつて平等なんですよ。■■■（差別禁止用語）で生まれるかもしれないけど、天才で生まれるかも知れん。それは平等なんですよ。（略）

これまたエレベーターを作ると決めたら、次の建物でまたエレベーターよ。誰がメンテナンスするの。どの税金でメンテナンス毎月するの、でしょう。そうでしょう。そんなお金は勿体ないと思うけどね。もっと使うところにはお

金を使いたい。毎月毎月メンテナンスしながらエレベーター作ったら、どうでしょう。ただでエレベーター動く訳ない、電気がいる。そのための人も必要な人もいるよ。でしょ。だからエレベーター必要ない。私は思いますが、どうですかね」

討論会の閉会の際に、河村名古屋市長は「熱いトークもあり良かった」とし差別発言には触れませんでした。6月5日の定例記者会見では「私は本当に聞こえなかった」「市民の皆さんが発言する場なので、自由に発言してもらうのが原則」と発言し、人を傷つける差別発言を容認しています。

事案後の経過

- ・6月13日 名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会が、市役所前抗議集会を行い「名古屋城バリアフリー市民討論会における重大な人権侵害の原因究明及び再発防止策検討のための第三者検証委員会設置の申し入れ」。
- ・6月15日 愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会（愛障協）が「市民討論会における障害者の尊厳を傷つける発言事案について一事案検証・再発防止策を策定する第三者委員会の設置をもとめる」要求書を提出。
- ・6月23日 名古屋市議会本会議 議案外質問

○差別発言部分抜粋

一部非公開 資料5

市民B ■■■と名古屋市の方がやってるや取りを聞いて、このまま四時十分で終わるとバリアフリーをどうやって進めしていくかっていう会で終わるはずなんですね。私の結論を言うとまっびらくめんで、■■■って話なんですよ。これから作る美術館とか建築基準法の変遷もありますよね。そういうのは対応していくいいんですけども、河村市長が作りたいと言っているのは、エレベーターも電気も無い時代に作られたものを再構築するって話なんです。その時に何でバリアフリーの話が出来るのかなっていうのが荒唐無稽で、ピラミッドの改修するときにエスカレーターをつけようやって言ってるので一緒なんですよ。■■■って話で、■■■って話なんですよ。

市民C このお城はですね、家康が作ったそのものを作る。そういう風に私は名古屋市から聞いてるんだけどね、それで私どもは寄付をさせていただいた。だから木造の、電気もない、そういうお城を作ると、すべてそれが、将来50年、100年後には世界遺産、国宝じゃなくともう一つ上の世界遺産になることを願って我々は寄付したはずです。で、お城というのはまず攻めにくくないようにできる。階段だって急だよ。そんな急な階段があって当たり前。これから作るんだまだ機門で昇降を作れと言われる、問題になる、同じことが起る。これから機門を作ると先ほどおしゃったけど、またそこにもエレベーターを付けよと。■■■さん。

本当に木造を作ってください。それが名古屋城ですので。本当に木造、家康が作った木造を作ってください。野球の選手が書いたあれはちゃんと、先日、その大きな柱が、どこに使ってあるか、それはそれでいいじゃないですか。はい、以上です。

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会 会議録」

（名古屋城部分）に河村市長は「大変残念なことになったというふうに思っております。ただ、本当に無作為抽出をして自由に思うところを喋っていただきたいということは、こんな結果になってまって言うのも変な話ですけど、もっと注意をしながらですから本当に自由に喋ってくださいということになると、市民の皆様ですから、それが」と意味不明な答弁。

・8月1日 「令和5年度第1回名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会」で、小林直三・名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授が「6月3日の市民討論会については、第三者委員会での検証を待ちたい。一般論的には表現媒体行為での差別表現は、それ自体問題で人を傷つけるが、表現によって周りの雰囲気や社会を変えてしまう点で問題だ。障害のある方だけでなく、部落、性的マイノリティなども根っこは共通している。普段は表に出ていながら、ある時牙をむく瞬間がある。牙を押さえるのは人権施策として重要だ」と指摘。

・8月30日 第1回「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会。委員会は、学識経験者3名と行政4名で構成。委員会は月1回開催。河村市長からも聴取予定。検証委員会の報告書は1年程度かかる見込み。

・10月6日 第2回「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会。差別事案を受けて市が行った見直し事項の報告と検討。

問題の本質

憲法第十四条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」としています。

しかし、「市民討論会」で身体障害を侮辱する発言や「平等とわがままと一緒にするな」の発言とその同調は、多くの障害者が戦争に役立たない「ごくつぶし」「非国民」「■■■」と呼ばれ外出さえも許されなかった戦争中の価値観、「不良な子孫の出生を防止することを目的にした優生保護法の時代（1948年～1996年）の価値観が今も根強く醸成されていることを物語っています。2016年に起こった津久井やまゆり園障害者殺傷事件：植松聖死刑囚の「重度・重複障害者を養うには莫大なお金と時間が奪われる」「意思疎通のとれない障害者は安楽死させるべきだ」と同根です。

「市民討論会」での差別発言とその容認は、名古屋市政における「差別・偏見」を無くすとりくみの不十分さを表しています。「差別・偏見」を見逃さず、根を絶やすとりくみが引き続き求められています。

愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会（愛障協）

上田 孝